

岡山市物品製造請負低入札価格調査実施要綱

令和 8 年 3 月 1 1 日財政局長決裁

令和 8 年 1 0 月 1 日適用

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡山市における物品の製造の請負（以下「物品製造請負」という。）の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項及び令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する令第 1 6 7 条の 1 0 第 1 項の規定に基づき、落札者を決定するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許容価格 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (2) 税抜き許容価格 許容価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。
- (3) 最低価格入札者 税抜き許容価格の制限の範囲内で最低の価格で入札書を提出した者をいう。
- (4) 低入札価格調査 次条に掲げる対象物件の入札において、第 4 条に規定する調査基準価格未満の額で入札書を提出した者がある場合、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するために行う調査をいう。
- (5) 低入札価格入札者 有効な入札書を提出した者のうち調査基準価格未満の価格で入札書を提出したすべての者をいう。

(対象物件)

第 3 条 低入札価格調査の対象となる物品製造請負の物件（以下「対象物件」という。）は、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 2 1 年市規則第 1 1 2 号）の規定が適用される調達契約に係るものとする。

(調査基準価格)

第 4 条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、税

抜き許容価格に100分の75を乗じて得た額とする。

（調査班の設置）

第5条 低入札価格調査を行うため、岡山市物品製造請負低入札価格調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

2 調査班は、班長及び班員をもって組織する。

3 班長は、契約課長をもって充て、班長に事故があるときは、あらかじめ班長が指名する班員がその職務を代理する。

4 班員は、当該物件の要求課（以下「物件要求課」という。）の課長及び班長が指名する当該物件の内容について詳細に判断できる者をもって充てる。

5 班長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を班員に加えることができる。

6 調査班の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

（審査委員会の設置）

第6条 対象物件の許容価格が3億円未満の場合において、低入札価格調査の審査等を行うため、岡山市物品製造請負低入札価格調査審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、財政局財務部長をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、物件要求課の課長及びその課を担当する部長（岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）別表第2に定める当該物件要求課の事務を承認、決裁する部長をいう。）並びに契約課長をもって充てる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

6 審査委員会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

（調査）

第7条 入札執行者は、対象物件の入札において、第4条に規定する調査基準価格未満の価格による申込みがあったときは、落札決定を保留し、調査班は、最低価格入札者か

らの事情聴取等により、次に掲げる内容について調査を行うものとする。この場合において、対象物件が岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）の適用を受けるものであるときは電子入札実施要綱第15条に規定する資格確認者を、岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）の適用を受けるものであるときは郵便入札実施要綱第13条に規定する資格確認者をそれぞれ最低価格入札者とみなす。

- (1) 当該価格により入札した理由及び内訳
- (2) 入札書、提出書類等において、積算に矛盾がなく、適正な見積りに基づいた価格であること。
- (3) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。
- (4) 対象物件の履行体制
- (5) 手持ちの物件の状況
- (6) 過去において受注した同種又は類似の物件の実績
- (7) その他必要と認められる事項

2 最低価格入札者は、前項の調査に必要な書類の提出を求められたときは、市長が指定する提出期限までに提出しなければならない。

（落札者としない場合）

第8条 最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札者としない。

- (1) 前条第2項の規定により書類の提出を求められた場合において、指定された提出期限までに提出しないとき。
- (2) 前条第1項による調査の結果、申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (3) 低入札価格調査に協力しないとき。

（調査結果等の報告）

第9条 調査班の班長は、調査が終了したときは、低入札価格調査票（様式第1号）により岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成13年市訓令甲第26号）第2条に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）に調査の結果を報告するものとする。ただし、対象物件の許容価格が3億円未満の場合は、第6

条に規定する審査委員会に調査の結果を報告するものとする。

- 2 調査班の班長は、調査に際し最低価格入札者から提出された書類その他書類に虚偽記載があると認めたときは、速やかに委員会又は審査委員会に報告するものとする。

(審査及び決定)

第10条 前条に定める報告を受けた委員会又は審査委員会は、その結果をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを審査する。

- 2 前項の審査の結果、委員会又は審査委員会が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は最低価格入札者を落札者と決定し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を電子入札実施要綱第13条第2項に規定する第2順位の入札書を提出した者又は郵便入札実施要綱第11条第2項に規定する次順位者とみなし、電子入札実施要綱又は郵便入札実施要綱の規定により参加資格の確認を行う。この場合において、確認の結果、次順位者が参加資格を有すると認めたときは、次順位者を落札者と決定するものとする。

- 3 第7条からこの条までの規定は、前項の規定により次順位者を落札者と決定する場合において、次順位者が低入札価格入札者であるときについて、準用する。次順位者以降が低入札価格入札者である場合も同様とする。

- 4 第2項の規定により委員会又は審査委員会が落札者を決定したときは、契約課長は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するものとする。

(書類の開示)

第11条 この要綱の規定に基づいて提出された書類は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）第12条の規定による意見書提出の機会を設けることなく、開示することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査を実施する上で必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年3月11日財政局長決裁）

この要綱は、令和8年10月1日以後に公告又は指名通知する物品製造請負から適用する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

低入札価格調査票

1	件名
2	最低価格入札者名
3	最低入札価格 円（対税抜き許容価格 %）
4	税抜き許容価格 円
5	物件概要
6	調査項目
	(1) 当該価格により入札した理由及び内訳
	(2) 入札書，提出書類等において，積算に矛盾がなく，適正な見積りに基づいた価格であること。
	(3) 労務費単価が法定最低賃金未満の金額となっていないこと。
	(4) 対象物件の履行体制
	(5) 手持ちの物件の状況
	(6) 過去において受注した同種又は類似の物件の実績
	(7) その他必要と認められる事項
7	処理方針
8	調査班意見